

平成30年度第3回千葉市社会教育委員会議事録

- 1 日時 平成30年10月9日(火)
午後2時00分から午後3時50分まで

- 2 場所 千葉市教育委員会 第1会議室

- 3 参加者
 - (1) 委員
三野宮議長、田原副議長、市川委員、小澤委員、上條委員、志々田委員、高津委員、竹内(悦)委員、竹内(昌)委員、湯山委員
 - (2) 事務局
潮見生涯学習部長、山田生涯学習振興課長、君塚生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長、田島生涯学習振興課長補佐、三橋生涯学習振興課放課後子ども対策管理主事、野中生涯学習班主査、柴崎生涯学習班主査、藤山放課後子ども対策班主査、大西生涯学習班主任主事

4 議題

- (1) 公民館における使用制限の一部緩和について
- (2) 「(仮称)千葉市放課後子どもプラン」の策定について

5 議事概要

- (1) 公民館における使用制限の一部緩和について
答申書案及び例示表修正案について審議され、修正の意見があったが、概ね了承された。
答申書の修正は、議長の確認をもって承認することとし、教育委員会に提出することとなった。
例示表の修正は、議長の確認をもって承認することとなった。

(2) 「(仮称) 千葉市放課後子どもプラン」について

「(仮称) 千葉市放課後子どもプラン」策定の基礎資料として実施したアンケートの分析結果について、事務局から説明があり、質疑応答を行った。

6 会議経過

議事に先立ち、事務局から資料、会議録の承認方法の確認、会議の公開、会議の成立にかかる報告を行った。

○ (三野宮議長)

それでは、これより議事を始めさせていただきます。

「議題1 公民館における使用制限の一部緩和について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

○ (山田生涯学習振興課長)

それでは、公民館における使用制限の一部緩和について、配付資料に基づきご説明いたします。

資料1をご覧ください。公民館における使用制限の一部緩和について、これまでの第1回、第2回でいただいたご意見を基に方針をまとめたものになります。

「1 特定の政党の利害に関する事業について」ですが、表に記載のとおり、「政党・党派・後援会・政治団体」の「不特定多数」を対象とする、「市政・県政・国政報告会（政治学習会、勉強会、時局講演会等含む）」の公民館使用は、許可します。

「2 営利事業について」ですが、公民館の主催・共催事業において、市内産品や都市アイデンティティ関連物品の販売を認めます。

「3 所管区域について」ですが、所管区域自体は存置しますが、所管区域による使用制限は廃止します。

続きまして、資料2をご覧ください。答申書（案）になります。前回会議にてお示しした、「答申書骨子案」を基に、審議内容を踏まえて作成しました。答申書案を読み上げさせていただきます。

1、はじめに、本市公民館の管理運営における社会教育法第23条にかかる運用については、当会議による昭和58年3月28日答申「千葉市公民館運営における社会教育法第23条の解釈・適用について」（以下、「昭和58年答申」という）及び当該答申の趣旨に即して教育委員会が作成した「千葉市公民館運営における社会教育法第23条の解釈適用について（例示表）」（以下、「例示表」

という)に基づき行われてきたところです。

昭和58年答申は、公民館の公共施設としての性格を踏まえ、『なるべく広く地域住民に公民館の使用を認めるように配慮することが大切ではないか』と思考し、例示表もその趣旨を踏まえ作成されたところですが、作成から30年以上が経過し、社会情勢や公民館運営を取り巻く環境が変化の中で、必ずしも現代の公民館運営に馴染まないものも見られると考えます。

そのような状況のなか、当会議は本年5月に教育委員会より「公民館における使用制限の一部緩和について」諮問を受けたところであり、諮問を受けた3点(特定の政党の利害に関する事業、営利事業、所管区域)について、以下のとおり結論を得たので答申します。

2、使用制限の一部緩和について、(1)特定の政党の利害に関する事業について、市民による公民館の使用については、公民館の運営方針について規定する社会教育法第23条や、公の施設について規定する地方自治法第244条の趣旨を踏まえて広く認め、必要な政治的教養を高めることができる環境を整備する必要があると考えます。

現在、政党及び政治団体の使用はすべて不許可となっていますが、各種選挙における投票率が低下するなど、市民の政治への関心が薄れている中、政党、政派、後援会、政治団体による、不特定多数の市民を対象とした政治学習会、勉強会、時局講演会など、政治報告会に類する活動にかかる公民館の使用は、一般的な政治的教養の向上、政治への市民参加の促進につながるとともに、社会教育法第20条に示されている公民館の目的にもかなうことから、社会情勢の変化や他都市の状況も踏まえ、政治的中立性の確保と市民の知る権利に配慮しつつ、認めることが適切なものと考えます。

(2)営利事業について、公民館を使用して行われる営利目的の物品販売等は、引き続き不許可を継続すべきではありますが、公民館が主体となる販売行為については、地域の特色に関連する物品の販売行為は、専ら営利を目的とするというものではなく、郷土意識の醸成や都市アイデンティティの向上、学習機会の確保につながることから、実施することを適切なものと考えます。

(3)所管区域について、所管区域による使用制限については、活動団体の構成員の居住地は事実上広域化しており、使用制限の廃止は学習活動の更なる活発化につながると思われることから、廃止することが適切であると考えます。

なお、公民館が学びを通じた地域づくりの拠点施設であるという趣旨を踏まえ、所管区域自体を存置することは妥当であると考えます。

3、答申内容の反映について、昭和58年答申の趣旨に即して作成した例示表は、社会状況の変化等により、変更の必要が生じた場合は加除訂正を行い、実際場面に適応できるようにするものであります。よって、本答申の内容を反

映できるよう例示表を修正する必要があると考えます。

続きまして、資料3をご覧ください。昭和58年3月28日千葉市社会教育委員会議の答申の趣旨に即して作成した例示表に、今回の答申書（案）の内容を反映させたものになります。今回の会議資料では、追記した部分を強調し、削除した部分を見え消しで示しておりますので、該当箇所をご説明いたします。

5ページをお願いいたします。「営利事業」については、5ページの下部に、公民館による主催・共催事業における物品の販売行為について、郷土意識や都市アイデンティティの醸成に寄与する物品の販売行為を認める旨を追記いたしました。

続きまして、7ページをお願いいたします。「特定の政治の利害に関する事業」については、すべて7ページで削除及び追記を行っております。これまで例示表に記載していた事例・見解をすべて削除し、資料1の内容を追記いたしました。

例示表に、今回の答申書（案）の内容を反映させた部分は以上になりますが、実際の運用に当たっては、細かい文言修正もあわせて行う予定です。

最後に今後の予定ですが、公民館における使用制限の一部緩和については、平成31年4月1日より運用を開始できるよう手続きを進めてまいります。なお、この一部緩和に伴う千葉市公民館設置管理条例の改正につきましては、市法規部門と調整してまいります。条例改正が必要な場合は市議会に条例改正案を提出したいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○（三野宮議長）

ただいまの説明につきまして、ご意見等がありましたらお願いします。

○（竹内（悦）委員）

条例については、市法規部門と調整するとのことですが、この内容については、条例改正は必要ですか。改正する場合には、具体的にどの部分を改正しますか。

○（山田生涯学習振興課長）

千葉市公民館設置管理条例第7条の規定「特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対すると認めるとき。」について、改正するかどうか、改正する場合はどのように記載するか市の法規部門と調整します。来年4月に運用開始できるよう、必要な手続きを進めたいと考えております。

○（上條委員）

答申書と例示表について、意見がございませぬので、大きな訂正はございませぬが確認をお願いします。資料2・答申書案の「2 使用制限の一部緩和について」の「(2) 営利事業について」、「都市アイデンティティの向上」はわかりにくいと思ひまして、郷土意識の醸成や学習機会の確保につながるという形の記載の方がよいと思ひます。「実施することが適当であると思ひます」、という表現上のところもご検討いただければと思ひます。

例示表については、5 ページ上部の「社会教育関係団体が、会社、商店等と呼び、会員に商品を頒布する事業のための会場使用。」の部分は、「社会教育関係団体が、実施する事業において、会社、商店等と呼び、会員に商品を頒布するための会場使用。」とした方がよいと思ひます。見解の2は、「社会教育関係団体が一括購入のうえ、配布から集金まで自ら行うこと。」とした方がよいと思ひます。

5 ページ下部の「公民館による主催・共催事業における物品の販売行為。」の見解のただし以降の部分は、「郷土意識の醸成等に寄与すること」とした方がよいと思ひます。

7 ページ下部の「政党等が、その構成員のみを対象として行う事業のための会場使用。」の見解については、「団体構成員のみ」ではなく、「政党等の構成員のみ」といったように、具体的に表現したほうがよろしいのではないかと。

8 ページ上部の「公職選挙法に基づく選挙期間中の立候補者の会場使用。」の見解については、「文部省社会教育局長通達 昭和30年1月13日文社施第14号」と記載した方がよいと思ひます。

9 ページ上部の「労働組合が行う事業の会場使用。」の見解のうち、条件の2の「使用する部屋に掲載する場合は」という部分は、「使用する室内に掲げる場合」といった表現の方がわかりやすいかと。「住民運動に対する会場使用の取扱方法。」の見解については、「下記の行為を行う場合は、公民館の中立維持等の立場から好ましくないと判断し、使用を許可しない。なお、学習中に事例として企業名がでることはやむをえないものとしている。」と最初に記載し、その後1、2、3の順で記載するとよいと思ひます。

提案は以上です。

○（三野宮議長）

ただいま上條委員より、今回の使用制限の一部緩和に加え、これまでの例示表の文言修正についてご提案がありました。

○（潮見生涯学習部長）

趣旨を損わない範囲で整理したいと考えております。

○（三野宮議長）

他、いかがですか。

○（市川委員）

答申書案について、「政治利用」と比較して、「営利事業」と「所管区域」は記載内容があっさりしていて法的根拠について記載されていないが、何か考えはありますか。

例示表について、7ページ「市政・県政・国政報告会については、一般的な政治的教養の向上などにつながるものであり、公民館の設置趣旨にかなうことから、会場の使用を許可する。」の記載と、9ページ「住民運動に対する会場使用の取扱方法。」のうち、「市の施策に反対する行動を行う場合」は「許可しない」の記載を比較した場合、政党や政派が政治報告会のときに、我々は市の施策に反対し、こういうことをやめさせようとしていますという内容に触れることは、報告の一部として許可するという理解でよろしいですか。

○（山田生涯学習振興課長）

答申書案について、根拠法令等は記載しておりませんが、所管区域については条例で制限する形になっていますので、条例改正が必要になると考えています。

例示表の住民運動と政治報告会等の関係については、政治報告会等の中で市の施策に賛成、反対という考えは出てくると思いますが、学習の範囲内であれば、市議会の傍聴にも近いものと考えられますので、問題ないと考えています。

○（上條委員）

答申書案、「2 使用制限の一部緩和について」の「(1) 特定の政党の利害に関する事業について」の3行目、「趣旨を踏まえて広く認め、必要な政治的教養を高めることができる環境を整備する必要があると考えます。」という記載は、「趣旨を踏まえるとともに、必要な政治的教養を高めることができる環境を整備する立場から、広く認める必要があると考えます。」という表現がよろしいかと思えます。

○（小澤委員）

営利事業について、資料1では「公民館の主催・共催事業において」、資料2

では「公民館が主体となる販売行為」と記載されているところの理解について、主催・共催事業をやっているときに限り販売行為ができるのか、公民館が地域のものであれば年間を通して販売を実施してよいのか、どのようになりますか。

○（山田生涯学習振興課長）

今回の趣旨は公民館が物販を行うことを指しているので、事務局としては年間を通しての販売も許可できると考えます。

○（潮見生涯学習部長）

例えば、毎週月曜の朝に朝市を行うといったことを想定しています。

○（三野宮議長）

他どうでしょうか。よろしいでしょうか。

それではまず、答申書についてですが、概ね了承いただきましたが、細かい部分で修正のご意見がありましたので、それを踏まえ、事務局に修正していただき、私、議長の確認をもって承認することとし、教育委員会に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（意見等特になし）

ご異議ないようですので、答申書の修正及び確認、教育委員会への提出はそうように対応したいと思います。

次に、例示表修正案についてですが、本日の会議で出た意見を踏まえ、事務局に修正を行っていただきたいと思います。修正後の例示表は、私が確認することによってよろしいでしょうか。

（意見等特になし）

ご異議ないようですので、例示表につきましては、そのように対応したいと思います。

○（山田生涯学習振興課長）

修正した答申書と例示表につきましては、事務局から委員の皆様へ送付させていただきます。

○（三野宮議長）

修正していただいたものは各委員へ送付されるということですので、ご確認ください。よろしければこれで議題1を終了いたします。

つづきまして、「議題2（仮称）千葉県放課後子どもプランの策定について」でございます。事務局より説明をお願いします。

○（君塚生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長）

前回会議でご質問をいただきましたが、お答えできない部分がありましたので、あらためて今回説明させていただきます。

前回資料、資料5・参考資料の5ページをお願いします。

緑区と美浜区の「自宅」割合が100%になっているが、その理由は、という質問についてですが、クロス集計をかけたところ、緑区は当該回答者が1人、美浜区は2人でしたので、回答が100%になったと考えられます。

20ページをお願いします。

20ページの右側のグラフ、特別支援学級の「その他」の部分が28.0%と高い数値が出ているが、その内容は、ということですが、自由記述のあった回答を確認したところ、特別支援学級ということで、放課後デイサービス等の民間サービスを利用されている方が23人、障害等により参加が困難であると回答された方が16人いらっしゃいました。

25ページをお願いします。

「やや不満」、「かなり不満」と回答された方はどんな点に不満を持っているのかというご質問については、「放課後子ども教室や子どもルームの問題点は何ですか。」という質問とクロス集計をかけたところ、「施設環境が不十分」と回答された方が51人、「高学年向けの活動が少ない」が36人、「場所の制限で思い切り活動できない」が32人、「体験活動の回数が少ない」が27人というところで、こういうところが不満につながっているのではないかと分析しております。

28ページをお願いします。

グラフの中で「わからない」という回答が39.3%と突出しておりますが、この回答をされた方のうち、84.2%の方が放課後子ども教室も子どもルームも利用されていないという方々でした。そういうことから「わからない」との回答になったのではないかと分析しております。

前回の質問でお答えできなかった部分は以上です。

本日の資料、資料4をお願いします。

本来であれば、プランの策定の大まかな概要等をお示ししたいところですが、9月に文部科学省と厚生労働省から、「新・放課後子ども総合プランについて」という通知が出され、これも勘案したうえでプランを検討する必要が出てきたことから、十分なものを今回お示しすることができません。お詫び申し上げます。

今回お示しした資料4ですが、主だったところを分析しまして、それを基に課題を抽出したり、今後のプランに反映させていく方向性を、簡単にではありますが、記載しております。

1 ページをお願いします。

未就学児保護者と小学生保護者の帰宅時刻について確認したものです。未就学児保護者は、子どもを保育所に預けている家庭を対象にアンケートを実施しているため、「共働き」の家庭が多いと推察されます。そのため仕事を終えて帰宅することが予想される「18時頃」の割合が40.0%と最も高く、次いで「17時」の23.0%、「19時」の18.5%の順となっております。

小学生保護者は、「常に誰かは家にいる」の割合が最も高く、35.2%となっております。次いで「15時以前」が16.5%であり、合わせると51.7%となるため約半数の家庭の保護者は、子どもが学校から帰宅する「15時頃」には在宅していることがわかります。

また、「17時頃」までには在宅している家庭の割合を合わせると、71.4%となり、残りの28.6%の家庭が仕事等により、「18時頃」までは留守になることがわかります。そのため、「17時」以降の預かりが必要な割合は、全体の30%弱となります。

「19時頃」までには在宅している家庭が95.7%となるため、ほとんどの家庭は「19時」までの預かりで対応できることがわかります。

現在の子どもルームにつきましても19時までお預かりしておりますし、一体型モデル事業につきましても19時までというところで、概ね利用者のニーズをかなえているものと考えます。

ここからわかることは、18時なのか、19時なのか、利用者のニーズに合わせた利用時間の設定が必要になりますので、プランの中で触れていきたいと思えます。

2 ページをお願いします。放課後子ども教室への参加についてです。

未就学児保護者の42.6%は、入学前から「小学生になったら放課後子ども教室に参加させたい」とお答えいただいております。

小学生保護者の約半数に近い45.2%が「未定」と回答しているのは、まだ入学前のため、「放課後子ども教室」についての情報が不足し、活動内容を理解していないために判断を保留していると考えられます。

小学生保護者では、全体の15.5%の児童が放課後子ども教室に参加しております。これは学校より毎月提出していただいている活動報告書の参加者の実数値とも近い数字となっております。

15.5%という数字は、教育委員会としては高い数字とは考えておりませんので、より多くの子どもに利用していただきたいことから、放課後子ども教室のPRや周知の充実、参加を促す魅力的な運営、希望するすべての児童が参加しやすい放課後子ども教室について検討する必要があると考えます。

また、放課後子ども教室は地域の方々にボランティアで運営していただい

いることから、地域の実情に合わせ、保護者の協力を条件化していたり、学年の制限があったりという状況がありますので、参加しやすい放課後子ども教室について登録条件の見直し等を検討していく必要があると考えます。

3ページをお願いします。お子様の放課後について、必要と思うものについて3つまで選んでいただきました。

未就学児保護者の87.8%、小学生保護者の69.3%が「安全・安心な居場所」を最優先に考えております。これは大前提として欠かせない条件であると考えます。

未就学児保護者では「学びのきっかけの体験活動」が49.9%「宿題の支援」が48.0%と、よりプログラムの内容を望んでいることが読み取れます。小学生保護者では「自由遊び」が43.4%となり、それぞれに求められる活動に差があることがわかります。

しかし、小学生保護者も「学びのきっかけとなる体験活動」は42.0%、「学力を高める学習支援」は30.4%と「自由遊び」に次ぐ高い数値となっているため、未就学児保護者と同様にプログラムへの期待の高さを感じられると分析しております。

そこで、子どもの放課後に必要になるものとして、安全・安心な居場所の提供、自由遊びを含む多様なプログラムの提供、子どもや保護者が自由に選択できる放課後、こういったものを提供する必要があると考えます。

4ページをお願いします。放課後子ども教室と子どもルームの一体的な運営についてお尋ねしています。現在は稲浜小学校一校で実施しておりますが、そのモデル事業が広がっていったときの利用希望状況を確認したものです。

未就学児保護者の62.5%が「ほぼ毎日（日祝年末年始を除く）」、20.8%が「週に3～4回」を希望しており、合わせると83.3%の保護者が一体的な運営が行われたら参加を希望したいと答えております。

また、「利用しない」と「未定」を除いた場合、残りの97.8%の保護者は「一体型」の運営が行われた場合は、利用回数に差はありますが、何らかの形態で参加したいと考えていることがわかります。

小学生保護者では、16.3%が「ほぼ毎日（日祝年末年始を除く）」、14.8%が「週に3～4回」を希望しており、合わせて31.1%です。

何らかの形態で利用を考えている保護者を合わせると73.7%となり、利用回数に差はございますが、小学生のほぼ4人のうち3人の利用が見込まれると分析しております。

それを基に考えますと、放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業の拡充の検討が必要であること、夏休みなどの長期休業期間のみの参加といったニーズに合った利用方法についても検討の必要があると考えております。

5 ページをお願いします。継続的なプログラムの費用についてです。

未就学児保護者では、「1,000円未満」が6.0%、「1,000円～3,000円未満」が35.0%で、合わせると「3,000円未満」までが41.0%です。小学生保護者では「1,000円未満」が8.5%、「1,000円～3,000円未満」が42.4%となり、合わせると「3,000円未満」が50.9%です。

費用が「5,000円以上」になると、参加させたいと考える保護者の割合は、かなり低くなっております。

こういったことから、多様なプログラムの中の一つとして塾的なプログラムを提供する場合には、経済的に参加しやすいプログラムの価格設定が必要であると分析しております。

6 ページをお願いします。放課後の過ごし方についてです。これは、未就学児の保護者の方のみにお尋ねしたものです。

低学年のうち「子どもルームや民間の学童保育」が84.3%と最も高く、次いで「放課後子ども教室」が62.3%となっています。どちらも「大人の見守りによる安全・安心な子どもの居場所」であることが共通している条件です。

次に「習い事」が38.9%となり、放課後は「遊び」以外の何らかの体験プログラムを習わせたいというニーズがあることもわかります。

高学年になると「習い事」が72.8%と最も高くなり、「大人の見守り」は大前提としてあるとしても、それよりも、「勉強やスポーツ、音楽等」を習い、学力や体験などのプログラムを重視する保護者が増えてくることがわかります。

また、高学年では「放課後子ども教室」が48.9%で「子どもルーム」の38.9%を上回る結果となっております。その他の「公共施設」を使った活動も25.5%に増え、自宅以外で有意義に過ごせる公的な場所を求めていることもわかります。

こういったことから子どもの発達段階に応じた事業展開、特に高学年にふさわしいプログラム提供が必要になるのでないかと考えます。

7 ページをお願いします。小学生の保護者のみにお尋ねしており、子どもルームを利用していると回答していた方にお尋ねしたものと、利用していないと回答した方にお尋ねしたものです。

「子どもルーム利用している子」と「利用していない子」を比較した結果、顕著な違いが表れたのは、ルーム利用者では「習い事」が19.8%と高く、ルームに行かない日には体験や学習などのプログラムにニーズがあることがわかります。

「ルームを利用していない子」は、公共施設が13.6%と高く、公園や図

書館などの近くの公共施設を利用し、運動をしたり読書をしたりして過ごしていることがわかります。

こういったことから、放課後の子どもの活動場所として、子どもルームや放課後子ども教室に加え、公共施設のさらなる活用が必要であると考えます。

8ページをお願いします。小学生に質問したものになります。放課後の過ごし方の希望と現実について、ギャップに着目した表になります。

小学生の「希望」と「現実」において、差が40%以上生じていて、希望が現実に追いついていないものとしては、「塾や習い事に行く」、「家で過ごす」、「勉強する」であります。約6から7割の子どもは、塾や習い事などで勉強をしたり、自宅で過ごしたりすることを希望してはいないが、現実ではそのように過ごしていることがわかります。

また、「子どもルーム・放課後子ども教室に行く」が希望では13.5%に対し、現実では23.1%となっており、このことから現在の「子どもルームや放課後子ども教室」は、子どもが希望するものと現実がマッチしていない可能性が考えられます。

なお、唯一希望が現実より上回っているのは「公民館や図書館で過ごす」であります。希望は22.9%に対し、現実では5.5%であり、差が17.4%となっています。「公民館や図書館で過ごしたい」という希望を持っている児童がいることがわかります。

これらのことを踏まえると、子どもが希望して参加する子どもルーム、放課後子ども教室を実施すること、子どもをひきつける魅力のある公民館、図書館などの公共施設の管理運営が必要になってくると考えられます。

9ページをお願いします。放課後子ども教室や子どもルームに「期待していること」や「よいところ」を挙げていただいています。

「安全・安心な居場所」を未就学児保護者の75.9%、小学生保護者の60.2%が最優先にあげております。続いて「スタッフの見守り」に関する項目が続いております。

未就学児保護者では「基本的な生活習慣づくり」、小学生保護者では「保護者の時間の確保」が上位に挙がっており、若干異なった傾向が出ております。

未就学児の場合は、発達段階に応じた「しつけ」が求められており、小学生の場合は、子どもの成長に合わせて働きに出る保護者も増えてくるため「時間の確保」が求められているのではないかと分析しております。

その結果から、安全・安心な居場所の設定、信頼できるスタッフの配置、学年の発達段階に応じた多様なプログラムの提供が必要になってくると考えます。

10ページをお願いします。小学生に子どもルーム・放課後子ども教室の問題点について尋ねたものです。

子どもルーム、放課後子ども教室について、15%弱の小学生は満足していない状況にあることがわかります。

小学生保護者が感じている「問題点」からは、「施設」や「プログラム」についての不満が上位に挙がっています。

このようなことから、施設環境の整備、既存施設の活用、学年の発達段階に応じた多様なプログラムの提供が必要になってくると考えます。

今回はここまでをお示しすることに留まってしまいましたが、お気づきの点についてご意見をいただけましたら幸いです。よろしく願いいたします。

○（三野宮議長）

ありがとうございます。ただいま放課後子どもプランの策定に向けて調査した内容の結果、分析、方向性の説明がありましたが、意見等いかがでしょうか。

○（志々田委員）

これだけのニーズ調査をして、これからの事業を作ろうと思われておられる自治体は少ないと思いますので、びっくりしましたし、熱心にやっておられるなと思いました。

今あるものをどうするかという視点から新しいものを作るのか、それとも、これから必要とするものを新たに作っていく視点なのか、両方あるかと思うのですが、どちらなのか、まず聞かせていただきたいと思います。

保護者や子どもたちのニーズに対応できるものを作っていきたいという風にするのか、今の子どもたちに必要な放課後の時間の過ごし方とは一体どうしたいという風に千葉市として考えるのか、どちらかでないとなかなか難しいかなと思っています。

前者となると、デイサービスや塾といった民間との競争が始まり、民間ができること以上のものを市町村が提供していくということで、ニーズに沿った、きめ細やかなプログラムを作っていく方法しか解決策がないかなと思いますが、予算等で対応が難しいかなと思います。

学校の時間の延長線であり、地域の中での活動であり、家庭の中での延長線である放課後という特殊な時間帯に、子どもたちにどう過ごしてほしいのかということをお先に考えて、先生、保護者、地域のニーズを柱にプログラムを考えていく方が建設的である、ということをお聞きしています。

何か、こういう放課後の過ごし方をしてほしいから、こんなプログラムが必要なんです、という論法の方がうまくいくかと思っています。

少し抽象的なので事例を紹介させていただきますと、茨城県牛久市では、地域で子どもたちを育てる時間として放課後を捉えており、できるプログラムは

一体何なのかという順番で考えており、放課後対策課という課が子ども達の指導を考えております。

学校教育でやりたいと思うけれどなかなかできないことを、放課後の時間に優先的に考えたり、家庭一人だけではできないけれど地域の保護者同士が集まれば可能になることがあるということでプログラムを作ったり、発想がニーズに対応する方法とは逆の方法でプログラムが作られているなど感じています。

どうあるべきかという議論からやっている事例を集めながら、千葉市としてどう取り組むかを考えていくとよいプログラムになると思います。

○（潮見生涯学習部長）

あるべき姿とニーズに応えるの、二者択一ではないと考えます。単体の放課後子ども教室は、10年以上実施していますが、地域の疲弊や後継者不足といった都市部なりの困難さがございます。現実には、週1回もできないような小学校がたくさんあります。一方で、市として安全・安心ということを考えなくてはいけない、それに対するニーズも高いという状況の中で、教育委員会としては場の提供だけでなく、複数のプログラムを用意し、選べるようにしたいと考えています。高学年になればなるほど、学びのきっかけに対するニーズも高いので、一般的なものは公費で実施し、月謝はかかりますけれどそれ以外は先程説明したような継続的なプログラムを用意して、ある程度ニーズに応えるものを複数用意していこうと。

市としては一定の学びのきっかけをやりたい、家庭環境に関係なく希望すれば預かることができる、それをミックスしたものを一体型ということで進めていきたいと考えています。

○（志々田委員）

今実施している一体型を、全市的に展開しようという計画なのですか。

○（潮見生涯学習部長）

全市まではいきませんが、可能な範囲で、と考えています。

○（志々田委員）

ニーズを聞いているので、新しいものを作るものかと考えておりました。今、一部でやっている事業がどれだけよいか、どうブラッシュアップできるかという議論を優先的にした方がよいものですか。

○（潮見生涯学習部長）

子どもルームは福祉的施策で、条件があって預かる、一方で放課後子ども教室は地域の力を借りてやっているが、毎日の実施は無理。そのような状況の二つを、それぞれの利点をうまくとれないかなということで、モデル的に一校で実施していて、それをどこまで提供できるかニーズを踏まえながらやっていくということです。

○（志々田委員）

よくわかりました。いま実施しているもののよさと、ニーズが何なのかということが、この資料とワンセットとなると前向きにわかるということですね。

○（潮見生涯学習部長）

そういうことです。

○（小澤委員）

近所の小学校の放課後子ども教室に関わっています。放課後子ども教室は、場所によって違う発展の仕方をしてはいますが、今みんなが抱えている問題に、授業時間が増えたことによって、放課後子ども教室の時間が取れず、また、地域の方の協力者の数が減っていることから、実施回数が減ってしまっているというものがあります。

子どもルームに関しては、ここ数年で高学年も引き受けるようになったので人数が増え、学校内に子どもルームはあるけれど低学年でいっぱいになってしまうので、高学年は校舎の空いているところを使う。その中で、週に1回放課後子ども教室があると、子どもルームに申し込んでいる子どもも来るので、放課後終わったらまず子どもルームに行き、その後放課後子ども教室に参加し、自宅に帰る子どもと子どもルームに帰る子どもがいるという、大変な状況があって。放課後子どもプランとして、その二つを無理にあわせなければいけないのかな、というのが正直な気持ちです。

1年生から6年生まで子どもルームで預かることが可能になったのなら、それをさら充実するなかに、こういうプログラムが入るように考えていった方が。子どもルームで子どもをみる人たちは仕事としてやっています。しかし、そこにいる子どもの一部をみる放課後子ども教室の人たちは地域のボランティア、という格差があります。連携もないまま子どもが勝手に行き来しているような状況や、子どもルームも6年生までにしたが定員いっぱいに入れず、自分の学校から離れたところに行っている状況、新たに両方をあわせていいものを作りたいという気持ちはやまやまですが、まずは、高学年までみることになった子

どもルームの充実、そこに民間の力をいれて充実したプログラムを導入するような形の方が現実的かなと思います。実際に現場に関わっている者としての感想的な意見なのですけれど。

○（潮見生涯学習部長）

画一的に全市的に行うものではなく、できるだけいいところを伸ばし、デメリットは何とか排除する仕組みを考えていく必要があると考えます。

○（小澤委員）

私に関わっている放課後子ども教室だと、高学年の参加は少なく、2、3年生がとても多く、対応するのに手がかかります。その中で子どもルームや家庭にそれぞれ戻る子どもがいるので、その辺がシステムのこと、例えばカード等を利用して、子どもの動向が把握できるようにすると保護者が安心できると思います。千葉市が率先して子どもの状況を大人たちが見守るシステムを導入していただけるとありがたいなと思います。

○（三野宮議長）

子どもルームに通う子どもたちには様々な状況があり、運営の状況も様々ということで、いろいろな課題がありますので、整理しながらよりいいものを作っていくことがよいと思います。

○（竹内（悦）委員）

国の新しい指針が出たので作業が滞っているとのことでしたが、今までと違う点はどういうところですか。

それと、資料4の8ページに掲載されている子ども達のアンケート結果を見て、友達と遊びたい、自由に過ごしたいという本音がよくわかりました。公民館や図書館で過ごす希望が多かったということですが、子どもたちは、場があれば子供たち同士で過ごすことを望んでいるのだなと思います。子どもの最善の利益を追求する、という記載が放課後のプランの中に書いてあったと思うが、子どもたちが何を望んでいるかということを計画の中で大切に考えてもらいたいと思います。

子どもルームは社会福祉協議会が運営していますが、最近民間の事業者が参入しておりますし、来年度はさらに増えると聞いております。そうしたときに、こういう一体型や新しいプランの中で、今までとは同じようにいかないかなと思います。一体型についてはモデル校を増やしていくと聞いていますが、同じような内容でやっていくのか、地域性等を考えて、特徴のあるような内容

で進めていくのか、教えていただければと思います。

○（君塚生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長）

回答が前後してしまいますが、来年度から増やすモデル校は各区1校になります。民間事業者を運営者として募集する際の条件、仕様は全て同じにしております。ですので、中身的に大きく異なるというものではないと思いますが、プログラム等につきましては受託した業者によって得意分野不得意分野がありますので、いろいろ特徴が出てくるのかなと思います。

それから、冒頭お話ししました国からのプランについてですが、9月14日付で文部科学省と厚生労働省の連名で「新・放課後子ども総合プラン」というものが通知されております。趣旨・目的でございますが、すべての児童が放課後等を安心安全に過ごす、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業、及び、地域住民の参画を得た放課後等にすべての児童を対象として学習や体験交流活動等を行う事業、そういったものの計画的な整備等を進めるというものでございます。市町村につきましては、行動計画などを作成するように、というものです。

○（潮見部長）

ポイントとしては、基本的に学校の施設でやるというものです。学校の外に出ないということですから、基本的にそこで安全性を確保しようというものであります。子どもの数や施設の規模で外の子どもルームもありますが、可能な限り学校で吸収して一体型でやりなさいというものです。

○（竹内（悦）委員）

基本的にはこれまで市が進めようとしていたことと変わらないと思いましたが。子どもの希望がなるべく反映できるような計画が必要だと思いますし、公民館なども子どもの居場所として少しずつ機能してきているので、地域の中で子どもが過ごせるような場も拡充して行って、子どもが選べるような形でプランができるとうい、と思います。

○（上條委員）

「新・放課後子どもプラン」について、今までのプランと異なる点は何ですか。

○（三橋生涯学習振興課放課後子ども対策管理主事）

「新・放課後子どもプラン」策定の背景ですが、一点目は、平成26年4月に策定された放課後子どもプランのもと、平成31年までに30万人分の整備を進めること、放課後子ども教室と子どもルームの一体、又は連携して整備するために計画的に事業を実施していくことになっていましたが、女性就業率の上昇等によりさらなる児童数の増加が見込まれるため、児童クラブの追加整備が不可欠な状況であるというものです。

二点目は、一体型の実施は増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていません。一方で、学校以外での放課後子ども教室の取り組みの例があり、自治体や事業者が連携することをより計画的に進めてほしいというものです。

以上により、2019年度から5年間を対象とした新プランを設定したということになっています。

○（上條委員）

再スタートしたということですね。積極的に取り組むというのはわかりますので、そういう点では心強いと思います。

○（志々田委員）

一体型を運営している民間事業者のよい点は何ですか。

○（君塚生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長）

体験プログラムについて、これまでは年20回程度の実施でしたが、民間事業者では週2、3回の実施が出てきており、内容についてもニーズに応えた英会話やプログラミング等を、有料ではありますが学びのきっかけとしてご提供いただいています。昨年度末にモデル校で実施したアンケート調査では、保護者、児童共に満足の声が大きいです。

○（潮見生涯学習部長）

先程小澤委員からもありましたが、子どもの出席状況をカードで情報管理し、それを保護者にメールで伝えるといったことも、民間でできるようになったことです。

○（志々田委員）

そういったメリットを強調しながら、子どもルームのスタッフと情報をシェアできればよいと思いますが、そういったことは行っていますか。

○（君塚生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長）

放課後子ども教室の活動が厳しくなっている17校に支援を行っております。一体型とは別の契約ですが、一体型を受託しているNPOと同じNPOと支援についても契約を行っており、講師の発掘やプログラムの企画提供を行っております。

今年度については、NPOと相談し、今支援している学校を参考にしながら、地域で自立して運営していけるようなマニュアルを作ることを検討しています。

また、NPOが独自に研修会を設けて、放課後子ども教室のコーディネーターにお声掛けをして情報交換や活動のノウハウをアドバイスしたり、といったことも行っております。

○（志々田委員）

子どもルームの職員の方が参加する研修の機会はないのですか。

○（潮見生涯学習部長）

千葉市の場合、子どもルームは社会福祉協議会に全面的に委託し、運営しています。昨年度から一体型を導入している学校は、子どもルームがなかった学校で実施しているので、一体型の運営者と子どもルーム側の連携は行っていません。

NPOと社会福祉協議会とのつながりは、今はないのが実態ですね。

○（志々田委員）

そこがあるとよいと思います。子どもルームのよさというのは、週5日、毎日実施することだと思いますし、親が働いていようといまいと、どんな学年であろうと、すべての子が子どもルームに通えるよう拡大することが一番よくて、しかもそれが民間のノウハウで、プログラムがよくて、みんなが選べて、満足度が高いというのが一番よいような感じに聞こえるのですけれど。

そうなるとノウハウをシェアしていくというか、もちろん壁はあると思いますが、社会福祉協議会のやり方と今やっている先駆的なところの壁が取り払えれば、それぞれの子どもルームも改善するし、地域の方も頑張っただけで子ども教室を変えてくださるし、よいなと思うのですが。難しい感じですか。

○（田原副議長）

難しいです。子どもルームの方も人手が足りない状況が続いていますし。理想は一緒にやれることなのですが、これから少しずつ改善しなければいけないことだと思います。自分たちの子どもたちを良くしようと思ったら本当は壁を作

ってはいけないですけど。

○（三野宮議長）

壁と言うか、運営が違ったのでというところだと思います。これについては、今ご意見が出たように、良い点については取り入れていけばよいと思うので、事務局として整理して行ってほしいと思います。

○（潮見生涯学習部長）

ここの部分については、勝手にこちらで言うわけにはいきませんが、現状で社会福祉協議会は人力的に手いっぱいなので、これ以上何かやらせることは難しいと思います。ただ、今後一体型だったり、子どもルームも民間委託が少しずつ入ってきているので、社会福祉協議会で働いている方は、将来的には職場がせまくなってきますから、人員をある程度手当てできれば、そういう展開もないわけではないかと。

○（小澤委員）

一体型について、NPOや民間事業者の他に、地域の方々のボランティアの人数の確保といったものはどうなっているか。ボランティアに頼る部分というのはどのくらいでしょうか。

○（君塚生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長）

基本的な管理運営は事業者に委託しています。事業者に対しては、いままで放課後子ども教室に携わってくださった方や地域で指導者として頑張ってくださっている方、そういった方には引き続きご協力をお願いして、一体型事業の充実を図っていただきたいというようなことを伝えています。

○（小澤委員）

ボランティアがいなくても成り立つようになっているのですね。

○（君塚生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長）

いままで放課後子ども教室は地域の力を借りてやっていこうということだったので、一体型になって業者がやるから、その時点で地域の方々は排除することではなくて、引き続き積極的地域の子どもたちを育てることには関わっていただきたいと、お願いをしております。

○（高津委員）

業者に全て任せていると思ったのですが、子どもの安全安心というのは、知っている方がみるということも大きなことなので、ぜひ地域の方の力を生かしてほしいと思います。

○（君塚生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長）

場合によっては、地域が業者に代わって組織を作っていただくことができれば、そこをお願いして、必要な経費をすべてお支払して運営していただくことも可能であると考えております。その辺も視野に入れて事業を進めていきたいと思っております。

○（田原副議長）

大規模校で実施はできますか。

○（君塚生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長）

余裕教室がないので難しい部分はあります。

○（三野宮議長）

それぞれの地域の実態がありますでしょうし、それぞれにあわせた形でできるだけ事業を展開していけるようにということだと思います。

他意見どうでしょうか。

（意見等特になし）

よろしいですか。それでは、これで質疑の方を終了させていただきまして、事務局には、ただいま委員からいただいたご意見を生かしていただいて、よりよい、子どもたちのための放課後子どもプランの策定に取り組んでいただきますようお願いいたします。

このほか、委員の皆様から何かございますか。

特にないようでしたら、以上で本日の議事を終了します。それでは進行を事務局にお返しします。

議事後、事務局から次回会議の日程を連絡した。

問い合わせ先 千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
電 話 0 4 3 - 2 4 5 - 5 9 5 4
ファックス 0 4 3 - 2 4 5 - 5 9 9 2
電子メール shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp